

野菜の生産・流通実態調査の概要 (ベトナム)

独立行政法人 農畜産業振興機構
調査情報部

主な調査項目

- 基本情報
 - ・農業・野菜政策
 - ・投資事情
 - ・インフラ
 - ・AFTA
- 野菜の生産・流通
 - ・産地事情
 - ・農家経営
 - ・流通事情
- 植物検疫
- 冷凍・乾燥野菜工場(ダラット)
- 卸売市場

主な調査先(1)

訪問先	対応者	
	肩書	氏名
農業農村開発省 (MARD)	国際協力課 課長代理	Hoang Thi Dzung
計画投資省 (MPI)	外国投資局 課長	Tran Thi Thu
国立農業計画研 究所(NIAPP)	国際協力・計画 調整課 課長	Vu Cong Lan
果物・野菜研究所	所長	Vu Manh Hai
植物検疫局	植物検疫課 課長代理	Hoang Trung

主な調査先(2)

訪問先	対応者	
	肩書	氏名
ハトナム家庭菜園協会 (VAC)	会長	Vo Mai
ホーチミン市野菜・果樹輸出 公社 (Vegetexco Hochiminh City)	社長	Dinh Van Huong
国立農業計画研究所 (NIAPP) ホーチミン支所	副所長	Nguyen The Binh

1. 農業政策 (MARD等での聞き取り)

■ 輸入制度

野菜の関税率は低率と思われる(ただし、Vegetexco Hochiminh City :VHC によれば、野菜加工品には40%の関税が、生鮮ではそれ以上の関税が課せられているのではないかとのこと)

(参考)砂糖については輸入数量制限(IQ)がある。

■ 国内制度

以前は品目横断的な生産補助金があったが、現在は品目横断的な種子購入の補助金(コスト削減のための研修)のみ。政府が公社に補助金を流して、公社が種子を購入して農家に配布(VHC)。

(参考)コメについてのみ介入制度あり(商業省価格管理局)。

■ 輸出

- ・ 「**国営公社**」独占ではない。
- ・ 公社を通じて輸出先を探すケースが多いが、最近では生産者等が自ら輸出するケースが増えている。
- ・ 野菜には輸出税はない(**VHC**)。
- ・ **政府による特段の輸出振興策はない。**
(土地に適した品種の奨励などの技術指導等)

■ 加工貿易制度

輸出加工区に入った場合、9ヶ月以内に加工して輸出されることを条件に、輸入関税を免除。

(ただし、地域によって適用される優遇措置が異なっている)

野菜の戦略

外貨獲得のための野菜輸出の促進



Clean野菜の生産

認証制度は3年~4年前に始まった。認証への申請料はグループ単位で、品目数にかかわらず定額。農薬管理がポイント。国内向けの対策として各省で取り組む。(慣行栽培品との価格差は1.5~2倍)
(MARDでの聞き取りによる)

生産目標

61万ha、886万トン(2004年) 73万ha、1,150万トン(2010年)

2. 投資事情 (MPI、JETROでの聞き取り)

■ 農業分野への外資投入

- ・特に貧困地域への投資は優遇
- ・農業投資は全体の約1割(件数、額とも)。野菜はダラットに投資が集中(韓国、台湾)
- ・全体的に台湾からの投資が多い(繊維、履き物; 農業投資もNo.1であるが、技術導入はなく、単にハウスを建設したり、栽培するだけ)
- ・日系企業による農業投資(野菜・果樹を含む)の動きはなく、食品関係が若干ある程度(JETRO)

■ 耕作権(土地の使用権)

- ・ 外資(含む独資)による耕作は可能。
- ・ 土地の使用権は、多くの場合50年(70年まで延長可)される。
- ・ 投資ライセンスが必要だが、資本金、品目に制限はない。既にフランス企業やタイ財閥CPグループが生産を開始。

■ 国会で一般投資法を審議中

国内投資法と外国投資法の一本化

■ 輸入関税

設備等初期投資： 免税(一般投資法では困難?)

生産資材(種子、農薬等)： 当初5年間は免税

(参考) 外国参入の優遇措置 (輸入関税の減免措置)

- 事業の実施・拡大、技術の導入・更新のために輸入される設備、機械、または従業員輸送に要する乗り物(24人以上の車両、船舶)、および上記の部品、付属品
- ベトナム国内で生産されていない建設資材
- 農林水産事業に要する種子、植物、特別な農業用化学品
- 首相が定める奨励事業に要する資機材類など

■ 法人税

最大28%、軽減税率は20%、15%、10% (貧困地域は15%軽減)

■ その他の優遇策

利益送金税を免除

(参考) 日系企業の進出理由 (JETRO)

- コスト削減
- 大企業追従 (2001年輸出加工型の「キャノン」進出)
- 事業運営リスク分散 (中国一極集中リスク)
- 部品調達先・販路としての中国の活用
- ASEAN域内の拠点集約・再編 (フィリピン・インドネシア (治安問題)、シンガポール (人件費問題) 等)
- 投資環境の好転 (米・越通商協定の締結他)
- ベトナム国内市場狙い

3 . 植物検疫 (MARD-PPD)

- 1961年設立、職員数は465名

- **輸出検疫**

収穫後の産地検査で対処。ダラットには検査官が常駐。

- **輸入検疫**

- ・ 国境40カ所の検疫所。(国内防疫は全国に574カ所の検疫所で実施)

- ・ 検疫官は284名(診断センター等を含む)

- ・ 検疫病害虫(OP)は毎年大臣が公表(61種)

- ・ 事前検査(港でのサンプル検査)

- ・ QPがなければ、検疫証明書の発行(24時間以内) + 通関まで1日

- ・ 新品種等の輸入は農業局に申請。

- ・ 許可後、検疫手続きが開始

- ・ 国内防疫と比べて、残留農薬の検査は限定的
 - ・ 二国間の検疫協定締結国：モンゴル、チリ、ブルガリア、ロシア、キューバ、ハンガリー、ルーマニア
 - ・ 2005年にIPPC(International Plant Protection Convention；国際植物防疫条約)に加盟
- **IPMへの取り組み**(1992年～)
 - 11のプロジェクト(全国的な展開)
 - 対象品目：コメ、茶、キャベツ、ほうれんそう、綿花、ドラゴンフルーツ

- **中国からの輸入**

 - 中国の輸入品の検査がほとんど(27カ所の検査所のうち3カ所)
しかし、**検査対象のうち7割が不合格**(検疫病害虫が原因)

- **野菜の輸入が多い地点**

 - 中国国境(27カ所): そのうち、ラオカイ、ランソン、モンカイが特に多い

- **農薬の登録**

 - 登録件数: 1,403(商品数)、490(有効成分数)
うち禁止農薬: 29(商品数)、17(有効成分数)

- **農薬のMRL(最大残留限界)基準**

 - ASEANの基準を適用

4. ベトナムを取り巻く情勢(2006年)

- WTO加盟？
- AFTAの関税撤廃の猶予期間了
- 東西経済回廊

ベトナム中部のダナン港を東の起点として、ドンハ(ベトナム)、ラオスのサワナケット、タイ東北部のムクダハンを経由し、タイ国内を横断し、ミャンマーまでつなげる物流網開発計画。道路沿いに経済特別区などを設置し、周辺地域の経済振興も進める。

- ハノイ・広州間高速道路(1,200km、国境トンネルを含む)

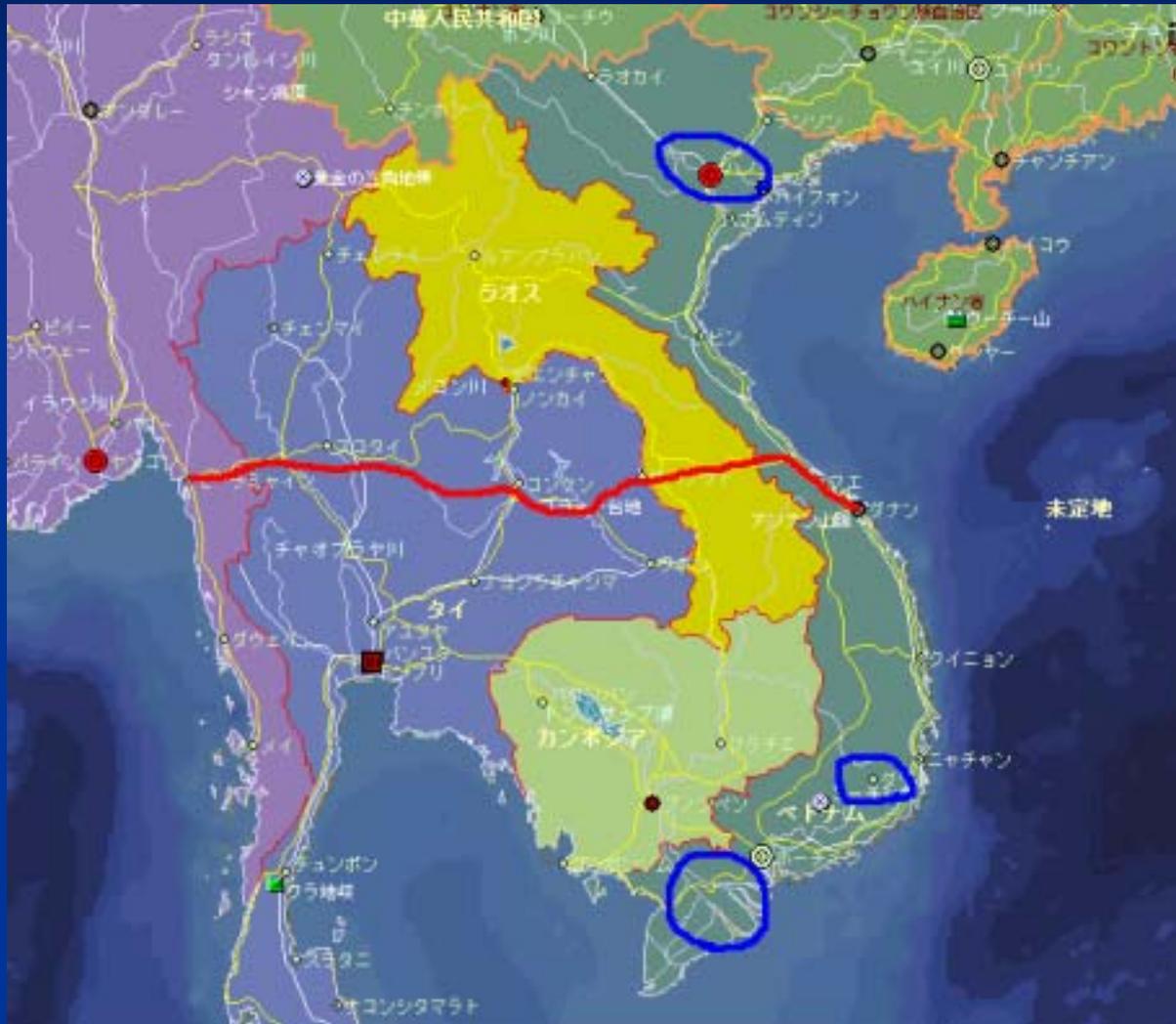
完成すれば香港とハノイ間が2日で結ばれる(海路では4日)

- 第2メコン橋完成(2006年)

タイ(ムクダハン)とラオス(サワナケット)国境を結ぶ。

ベトナムをほぼ中心として、南北、東西を結ぶ道路インフラの完成により、タイ産と中国産の農産物による市場争奪戦及び産地間異動が激化。(密輸が横行しているこれらの国では)関税撤廃の影響より、道路や港湾インフラ整備の方が物流に大きく影響。

東西経済回廊と野菜産地



(参考) AFTA形成のための共通効果特惠関税 (CEPT) 協定

- **ASEAN 6** 1993年1月1日 関税引き下げ開始
2003年1月1日 ほぼ5%以下へ削減了
2010年 関税撤廃の完成
 - **ASEAN新規加盟国(ベトナム)**
1995年 5%以下とする対象品目の最大化
2003年～2006年 5%以下へ引き下げ(2006年に猶予期間終了)
2015年 関税撤廃の完成
- 2004.6時点 全Inclusion List品目(10,143)のうち、関税5%以下の品目数は7,495(全品目数の70.1%)

2004年1月に開始された中国・ベトナムのアーリーハーベスト(EH)の状況を見ると、その効果は限定的。農水産物のEH品目(HS01～08)の関税率は、15%以上は10%に、5%超～15%未満は5%に、5%以下は0%に引き下げられた。

EH開始後、期待したように対中輸出は増えていない。野菜に輸出は2003年の4,100万ドルが2004年には5,000万ドルに増加したが、果物は6,900万ドルから3,200万ドルに急減した。これはタイから中国への輸出が急増したあおりを受けたもので、タイ産果物に対して競争力を失っている(JETRO, 2004)。

5 . 野菜研究

(Research Institute of Fruits and Vegetables)

- MARDの直轄で北部地域を所管。子会社による種子販売や技術移転による収入があり、将来は独立採算制を目指す。
- **職員数**
122 (うち教授1名, 助教授11名, Ph. D 34名, 大卒74)
- **業務内容**
 - ・交配・品種選抜
トマト、とうがらし、キャベツ、カリフラワー、豆類等 (枝豆を日本へ輸出予定)
 - ・普及員への技術移転
 - ・収穫後の保存技術開発 (瓶詰のトマト、たけのこ等のピクルス等) や農薬残留を早期に軽減するための研究
- **北部地域の野菜栽培**
 - ・キャベツ、カリフラワー、トマト、きゅうり等
 - ・メリット
気象及び土壌条件がよい(紅河の堆積土)。

6 - 1 . 野菜生産事情 (1) (NIAPP HCM支所での聞き取り)

■ 北部の野菜産地

紅河デルタ (ハノイ周辺) : 温帯野菜

- ・ Phutho, Vinh Yen, Hung Yen, Bac Niah, Bac Giang
- ・ 2月～9月にトマト、きゅうりなどの栽培

■ 南部の野菜産地

ラムドン省 (ダラットを含む) : 耐冷性野菜

- ・ 葉菜類 (キャベツ等)、根菜類 (カブ、ばれいしょ、ニンジン等) の産地としてホーチミン向け野菜供給の大半を占めている。
- ・ 高級レストランから産地指定 (ダラット野菜) を受けることもある
- ・ 台湾・中国の合弁企業が活躍
- ・ 総生産額の5～10% (2億ドル程度) が輸出向け (品質面で課題)

ホーチミン近郊 : 耐暑性野菜

- ・ 大消費地に近いため、1975年以降に産地化 (ダラットを補完)
- ・ 種子はベトナム、タイ、台湾種
- ・ 生産される野菜の種類はダラットよりも豊富

メコンデルタ : 耐暑性野菜

- ・ コメ、果物が生産の中心ながらも、余剰野菜がホーチミンへ
- ・ 種類はホーチミン近郊と同じ

■ 生産農家

- ・ 野菜専業
- ・ コメ2期作と野菜作

6 - 1 . 野菜生産事情 (2) (NIAPP HCM支所での聞き取り)

■ 品種

以前は国内種のみ。現在は、種苗会社が輸入種(台湾、中国、タイ)を輸入。

日本種は遺伝形質がよいが高価なため、輸入減。

■ 生産統計

野菜1本。種類毎の統計はない。

■ ベトナム野菜の流通形態

- ・ 農家 卸売市場 小売
- ・ 農家 加工場
- ・ 農家 仲買人 大消費地(HCMなど) 各市場

■ 野菜生産の制約

技術面での課題 輸出の不振
国内消費の限界

6 - 2 . 農家の経営状況

(NIAPP HCM支所での聞き取り)

■ 経営規模(平均)

- ・ 紅河デルタ: 0.7 ha
- ・ ラムドン省(ダラットを含む): 1 ~ 2 ha
- ・ メコンデルタ: 1 ha

■ 農家労働

- ・ 1農家の家族人数は5 ~ 6人で、その半分が農業に従事
- ・ 野菜、コーヒー、ゴム、コショウなど、水利、土地改良、収穫作業等に多くの労力を要するものは、外部労働に依存。
- ・ 女性の労賃は、20,000ドン/日、男性は、30,000ドン < 野菜 < 花

■ 農家平均粗収入

- ・ 全国平均: 2,400万ドン (1,600ドル)
- ・ メコンデルタ: 3,000万ドン (2,000ドル)
- ・ ラムドン省: 1億ドン (6,667ドル)

6 - 3 . 野菜の輸出とハノイ近郊の野菜 (MPIでの聞き取り)

- 90年代は旧ソ連、東ドイツへ輸出
産地はハノイ近郊(キャベツ、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、にんじん等)
- ドイツの東西統一、ソ連崩壊後はほとんど輸出されなくなる。
- ハノイ近郊できゅうり加工品の対日輸出(小規模ながらも安定輸出): 成功例
- 伊によるトマト加工品への投資は、投資額が少なく面積も小さかったことから、失敗
- 中国は、ベトナムを果物の消費地とみなしているので、野菜について投資までして生産する意志はない。
- 農業投資は、今は南部中心だが、北部は土壌条件がよく、多様な野菜の周年栽培が可能であり、港も近郊に2カ所あるので、今後は北部の投資が増えるのではないか。

6 - 4 . ベトナム産野菜の対日輸入量の推移

	単位:トン				
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
生鮮野菜(計)	330	297	210	311	574
たまねぎ	-	-	3	59	247
ながいも等	220	175	111	93	148
野菜加工・調製品(計)	7,800	9,473	8,314	9,163	13,504
冷凍野菜	1,363	1,669	1,618	3,163	7,369
ほうれんそう	-	3	18	1,069	5,191
えだまめ	294	-	19	58	57
塩蔵野菜	4,887	6,155	4,821	3,870	4,038
きゅうり及びガーキン	4,207	5,362	3,967	2,931	2,665
しょうが	48	120	169	134	463
乾燥野菜	227	259	236	342	277
酢調製野菜	220	287	320	235	296
トマト加工品	-	-	1	10	1
その他調製野菜	1,103	1,103	1,318	1,543	1,523
その他	20	-	-	-	198
合計	8,150	9,770	8,524	9,474	14,078

出所: 農畜産業振興機構「VINAS」

原典: 財務省「貿易統計」

注) ベトナムの貿易統計では野菜の品目ごとの対日輸出事情を把握するのは困難であるため、日本の貿易統計で代用した。

6 - 5 . 加工野菜の現状 (NIA P P H C M支所での聞き取り)

■ ラムドン省の冷凍野菜の生産

- ・ 2000年から2004年にかけて9.14%増。
- ・ 冷凍野菜の2004年の生産実績: 65,000トン (原料ベース)
- ・ 生産量の6%が輸出。乾燥野菜はこれより輸出比率が小さい。

■ 加工トマト

- ・ トマトジュースは輸出向け、一部国内航空機用。
- ・ 南部産のトマトは、地方品種のため種子が少なく、パサパサ。
ハイフン省: 最大の加工場(ジュース)あり。しかし、原料が不足し、品質も不安定。農民とのトラブル?
ラムドン省: 力を入れている。グラットは小規模(生鮮とまるごと冷凍がほとんど)

■ 政府による民間の野菜加工工場への支援

工場への原材料の安定供給のための栽培、作付計画について応談

■ 輸出

- 生産の5~10%が輸出(2億ドン) 加工技術の立ち後れ
- ラムドン省だけでなく、他地域でも特に冷凍野菜の開発を進める。
- パイナップル果汁、シロップ(瓶)、きのこ(塩漬け)について重点開発
- MARDは2010年から2010年にかけて、特に野菜の加工技術向上を目指す
しかし、ベトナム自身による加工場建設は一向に進展せず

■ 2010~2020年の目標

外資の導入を図りながら、生鮮野菜の加工技術を向上させる

6 - 6 . ダラットについて (野菜加工場での聞き取り)

■ 歴史

- 1940年代 仏政府によるヨーロッパ品種の導入
高品質野菜 仏軍に供給
- 1960年代 日本政府による援助
種子、農機、技術の導入

■ 農家経営

- ・年間の農家収入: 約4,000ドル
- ・作付体系: 野菜専業が基本
- ・単収
 - にんじん: 24t/ha (年間4作)
 - キャベツ: 30t/ha (年間4作)
- ・新規参入: ダラット内からの新規参入が稀にある程度
- ・将来像
 - 栽培面積: 増加
 - 品質: 向上

7. 野菜の加工場

(1) 冷凍野菜工場(A社)

- 設立: 1976年国営企業として開業、1996年有限会社化
- 年間売り上げ: 約300万ドル
- 従業員総数: 1,000人(農場職員も含む)、うち農業技術者12名、圃場巡回員40名
- 稼働日数: 350日、2シフト、8時間労働
- 自社ほ場: 2カ所
- 主な製品
 - ほうれんそう: 2,000トン
 - 冷凍ほうれんそうは、すべて日本向けで、輸出量は毎年30%増。
今年は2,000トン程度の対日輸出(生鮮で7,000トン程度使用)
 - その他、わさび(600トン)、カボチャ(300トン)、たまねぎ(200トン)、さつまいも(400トン)
- 仕向け先: 日本(70%)、台湾、シンガポール、豪州、米国

■ 農家との契約

- ・ **契約農家**： 300戸、平均規模20～30ha
- ・ **契約方法**： 収穫の1～1.5ヶ月前に農家が会社を訪問し、契約を締結。収穫前に農薬使用方法、病虫害、品質(色など)をチェック。
- ・ **保証価格**： 2,000ドン/kg(再生産限界値)。最近中国との競争により2,500ドンから引下げ。
- ・ **生産方式**： 全農家(300戸)が順番にほうれんそうの栽培。(毎月60戸～70戸が播種)
- ・ **製品の買上げ**： 品質・規格や安全性に問題があれば、2倍のペナルティ。さらに買いれを拒否する場合もあり(当該生産物は市場での流通は困難)。

■ 安全性管理

・残留農薬管理

- Nuclear Research Institute (政府機関) で残留農薬の検査
- 工場で農薬の検査官40名雇用し、毎日巡回し、迅速検査を実施。
- 農家は肥培・農薬管理作業等を記帳。
- 日本の厚生労働省ホームページに毎日アクセスし、残留農薬基準の情報を収集。

・トレーサビリティ

各農家のコードが各コンテナに記載される。(2002年より実施)

(例)04G19: 04(生産年度)、G19(農家名)

■ 品質管理: ISO9001(取得済)、HACCAP(今後取得する予定)

■ 今後の取り組み: 品質、安全性の向上を目指す

特に、2006年度にさらに厳しくなる日本の新MRL基準
(ポジティブリスト制の導入)への対応が急務

注) ポジティブリスト施行後、残留基準が設定されていない農薬等については、「人の健康を損なうおそれがない一定の量」を超えて残留する場合、その農産物は輸入禁止となる。

(参考)冷凍ほうれんそうのコスト構造(単位:ドン/kg)

買上価格 : 2,000

生産費 : 2,000

パッケージ代 : 1,500

労働費 : 2,500

海外輸送費 : 1,700

その他 : 5,300

CIF価格 : 15,000 (= 1ドル/kg)

(2) 冷凍・乾燥野菜工場(B社)

- **設立**: 2002年、生鮮原料の管理・手配面をすべて請け負う供給業者として設立
- **年間売り上げ**: 約100億ドン(約800万円)
- **従業員数**: 事務所員(20名)、農業技術者(15名)
- **主な製品**
 - ほうれんそう: 1,800トン (冷凍)
 - かんしょ : 500 (乾燥)
 - 野沢菜 : 500 (乾燥)
 - かぼちゃ : 300 (乾燥)
 - その他、ミックス乾燥野菜など
- **仕向け先**: 日本(95%)、シンガポール(シンガポール向けは生鮮)

■ 農家との契約

- ・契約農家： 150～180戸（農家の年齢：18-55歳/平均35歳前後）、面積約20ha（合計）
- ・契約方法： 契約時に価格を決定
- ・買い入れ：品質・規格外、安全性に問題のあるものは買い入れ拒否）

■ 安全性管理

・残留農薬管理

- Nuclear Research Institute（政府機関）で残留農薬の検査
- 肥培管理表、栽培記録、農薬使用マニュアルを農家に手交。
- 農家自身が農薬散布を記録
- 日本の基準を遵守して使用農薬を決める。

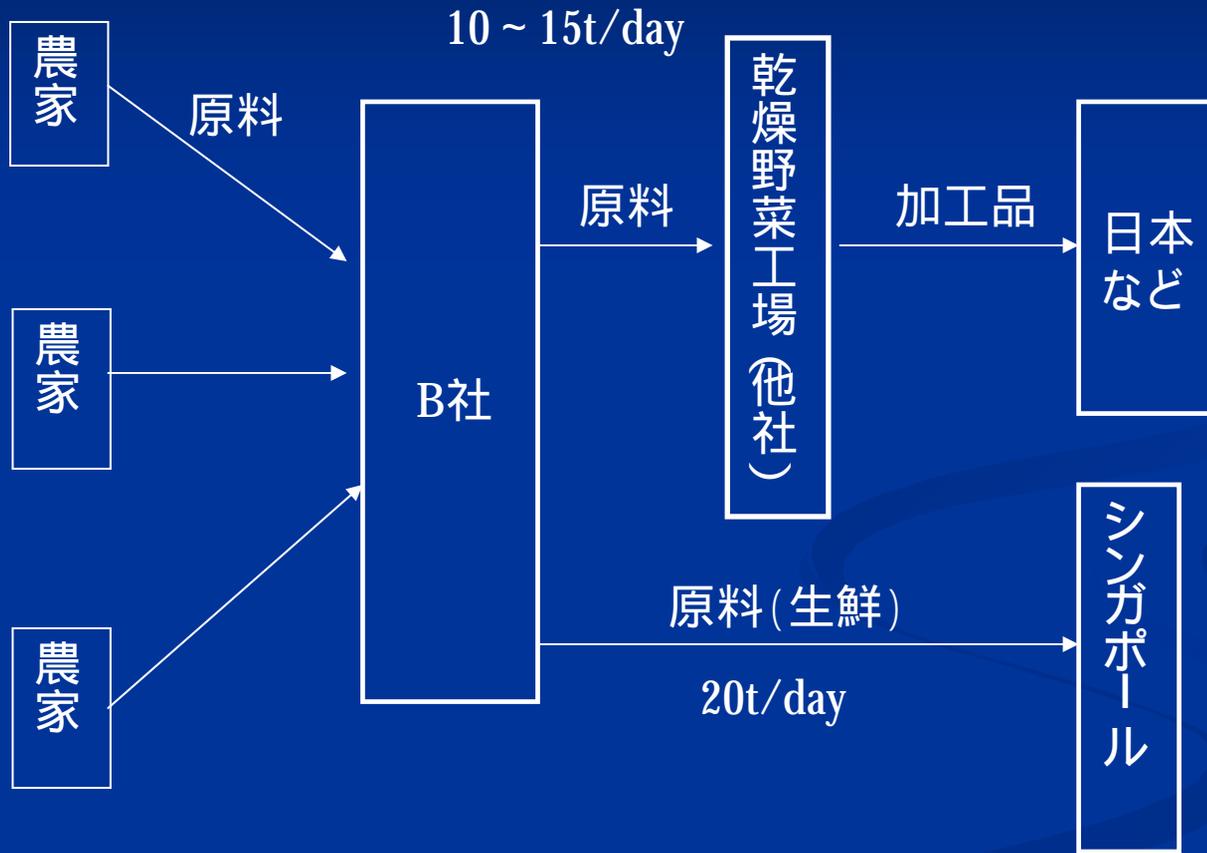
“The Product List of Fresh and Safety Vegetables”認証書取得済

・トレーサビリティ

出荷日ベースでトレース可能。今後は農家毎にロット番号を付け管理。

■ 今後の計画： 乾燥野菜工場の増設（来年）

(参考) 生産物の流れ



8. その他調査先の概要

(1) ホーチミン市野菜・果樹輸出公社 (HCM)

- 1976年設立
- ハノイの総公社 (Vegetexco Vietnam) の子会社として南部を担当。子会社、関連会社等は34。
- 従業員: 54名
- 株主: 従業員
- 工場: ドンナン省
- 業務
30の卸売業者から製品の購入・輸出、契約業者への情報提供など

- **輸出先**

- 40カ国(露、米、日、台、中で、近年では露、米向けが伸びている)

- **輸出品目**

- 果物(8割)と野菜(2割):金額・数量とも

- 冷凍ほうれんそう、さつまいも、冷凍・乾燥たまねぎ、塩蔵たけのこ・きのこ、アロエ、パイナップルなどの加工品

- トマトは北部公社の管轄で、露への輸出(トマトペーストなど加工品)

- **対日輸出**

- 半分以上が野菜。1996年がピークで2004/05年に増加 中国残留農薬問題

- **年間売上高**:1,000～1,500万ドル(輸出が6～7割)

- うち対日輸出額:約100万ドル

- **輸入相手先と品目**

- 粉ミルク:米、独

- 缶の原材料:日本

- 化学品:米、独、蘭

- 種子の輸入は総公社の管轄

■ 日本市場について

- ・ 大きな市場であり、開拓の余地も多い
- ・ 政府間の関係も良好
- ・ 地理的条件により、多様な製品を提供可
- ・ 高い衛生基準など品質基準が厳しい
- ・ 二国間検疫協定が未締結
- ・ コスト問題(対中国)

(2) 種子会社

- 1996年設立。ベトナムにある3大種子会社の一つで(残り2社は外資)、オーナーは仏人。太平洋種子供給機構の会員
- 業務内容と取り扱い種子
 - ・種子の輸出入、交配・増殖 (輸入種子:商業用種子、原種子)
 - ・野菜と花(98%が野菜、果菜類、葉菜類がやや多い)
 - ・40%が輸出向けで、主な輸出先は、アジア、欧米、アフリカ
 - ・日本からは、キャベツとかぼちゃの商業用種子を輸入し、国内販売
 - ・改良品種:トマト、にがうり、とうがらし、豆類
- 附属施設等
 - ・附属農場と研究所(15ha):ラムドン省
 - ・海外事務所:上海(種子販売のみ 種子生産も)
- 従業員数
 - 本部:40名、営業職員:200名(地域農民の栽培指導等、優良農家は種子栽培)
 - 上海事務所:10名
 - 附属農場・研究所:35名+臨時雇用
- 今後の取り組み
 - 日本市場にバラ、果樹などを売り込みたい

(3) VAC (ベトナム家庭菜園協会)

- 1986年設立のVietnamese Gardening Association (ベトナム家庭菜園協会: NGO団体)
V: 庭(野菜、果樹)、A: 池(魚)、C: 家畜
- 構成
本部職員数: 3名、64省に各3 ~ 10名を配置
会員農家数: 約100万戸
- 目的
農家への新しい技術導入により市場流通可能な農産物の生産を促し、貧困緩和に資する。
- 活動 (政府と連携)
 - ・ 農家への新しい技術の移転(貧困緩和)
 - ・ 普及活動(GAP等のセミナー、IPM活動、展示活動等)
- 課題
 - ・ 収穫後のロスが大きく(約20%)、生産コスト高
冷蔵倉庫の未整備、未熟なポストハーベスト技術
 - ・ 食品安全への取り組み: IPMによる農薬削減プログラム
 - 自由貿易が振興する中、ベトナム農業の生き残りのためには、高品質かつ安全な農産物を提供することが重要。
 - 中国農産物は多量に農薬が使用されている。

まとめ

■ 2006年問題

WTO加盟、道路インフラの完成(華南、タイ、ラオス、ミャンマーとの南北東西の連結)、AFTAの執行猶予期間の終了等により、近隣国との貿易・開発輸入の活発化が予想。

■ 野菜の政策

- 外貨獲得のための野菜の輸出 Clean野菜の推進
- 外資の優遇措置、しかし、農業分野の投資は低位

■ 生産・流通構造等

- 土地は国有だが、使用权により耕作可。
- 生産者は自由に生産し、販売可。輸出も同様
- 生産者が生産物を自ら市場に輸送し販売するか、加工場に持ち込む。

■ 野菜生産と輸出

産地は、紅河デルタ(北部)、ラムドン省(ダラット等中南部)、メコンデルタ(南部)。野菜専業で輸出額が大きいのは、ラムドン省。紅河デルタは、野菜の周年栽培が可能で種類が豊富。土壌もよく、港にも近いメリットあり。ただし、加工野菜の供給地としては、品質面で改善の余地がある。

■ 安全性

- 冷凍ほうれんそう生産工場(ISO9001取得済み、HACCPは取得予定)では、農業指導者による農薬管理の徹底。GAPと類似の記帳等を実施。各農家のバーコード方式によるトレーサビリティを実施。

- 政府としてのGAP認証制度は未整備。

■ 自由化の影響(AFTA、中国とのAH)

- 密輸が横行している中、関税問題よりもインフラの影響の方が大

- 中国からの野菜の輸入は多くはない(植物検疫や残留農薬の問題等)

- 消費者の間においても、中国野菜は「農薬づけ」のイメージが強い。

- 野菜生産のメリット
 - ・勤勉さ、忍耐強さ、
 - ・若い労働力が豊富（中央年齢25.5歳、15歳以下約3割）で、労務問題が少ない
 - ・熱帯～温帯野菜の生産が可能
 - ・アジアの大きな輸出市場の中心に位置
 - ・ダラットにおいては、仏や日本の支援での生産技術の基盤が構築
- 野菜生産のデメリット
 - ・小規模生産
 - ・栽培・収穫技術の問題
 - ・安全性の問題
 - ・品質・規格基準の不備
 - ・貯蔵施設等のインフラの不備（生産ロスが過大　コスト問題）
 - ・市場の未整備、市場情報の不足
- 枯れ葉剤の影響について
 - ホーチミンルートに重点的に撒布
 - 野菜の主産地ではなかったため、検査でダイオキシンの検出事例なし

■ 対日輸出について

今回の調査では、日系工場等を訪問できなかったこと等から断言はできないが、今回調査した冷凍ほうれんそう、乾燥野菜についての日本の顧客からの需要が伸びており、対日輸出は拡大すると推察。

しかしながら、厚生労働省による来年5月29日に施行予定の農薬等のポジティブリスト制の導入は、ダラットで対日向けにほうれんそう等を生産している農家での農薬管理を一層困難とする(残留を抑制する技術指導、コスト上昇の問題)。

よって、当該制度の導入は、対日輸出の制限要因となる可能性が高い。

注: トマト、しょうがについては直接的な調査はできなかった。聞き取った情報を総合すると、トマトについては、ペースト、酢漬などの加工品をロシアなどに輸出しているが、品質は安定していない。しょうがについては、主産地というものが存在せず、小規模な産地が点在している。こうした産地の近くの比較的小規模な工場で酢漬け、塩蔵品とされたものが対日輸出されている模様。